改修工事仕様書

１　工事概要

（１）　事業名称　≪Ｒ６拡充≫市営住宅長寿命化改修事業

（２）　工事名称　柳西団地外壁・屋根改修工事

（３）　工事場所　山梨県南アルプス市六科１０９３番地７

（４）　工事期間　契約締結日の翌日　から　令和６年９月３０日（月）　まで

２　工事内容

1. 一般事項
   1. 本仕様書は、建築工事一式（防水改修工事、塗装改修工事、その他付帯工事一式）を目的とする「柳西団地外壁・屋根改修工事」に適用する。
   2. 本仕様書に規定する事項は、別に定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すること。
   3. 本仕様書に明記なき一般事項は、「公共建築改修工事標準仕様書」による。
   4. 工事に当たって官公署への申請届等が必要な場合は、遅滞なく代行すること。なお、申請届等に要する費用は受注者の負担とする。
   5. 工事に際しては事前に承認図などを監理者・監督員に提出し、その承認を得ること。
   6. 工事に当たり、「建設業法」、「労働基準法」、「労働安全衛生法」、「廃棄物処理法」等の関係法令を遵守し、適切に施工すること。
   7. 工事期間中、監督員の指示があった場合は打合せ会議を現場にて行うこと。また、工事請負者は、打ち合せ会議開催時に議事録、週間工程表、全体工程表その他必要資料を提出すること。
   8. 工程会議は原則、２週に１回行うこと。ただし、協議により必要に応じて変更することができるものとする。
   9. 工事の進捗、労務者の就業、材料の搬入、天候の状況を示す報告書を原則月１回、工事期間中、監督員の指示する期日に定期的に提出すること。
2. 特記事項
3. 受注者は、契約締結後、速やかに監督員に施工計画書を提出すること。また、施工計画書の内容に重要な変更・追加などが生じた場合は、その都度、変更施工計画書を提出すること。
4. 受注者は、施工に伴い資材の仮置き等で敷地の利用を必要とする場合、事前に指定管理者と協議の上、敷地を損傷・汚損せぬよう保護・養生を行ない利用すること。損傷・汚損させた場合は、受注者の負担により復旧すること。
5. 工事の際は、固定された備品などには養生を行ない、可動できる備品などには工事に支障ない限りは養生を行なう。可動できる備品などが工事に支障ある場合は指定管理者と協議の上、受注者の責任と負担で移動などした上で必要な養生を行なうこと。
6. 工事中に生じた発生材などは施設運営再開時の支障にならぬよう受注者の責任において速やかに処分し、塵埃などについても施設運営再開時の支障にならぬよう片付け清掃を行なうこと。
7. 工事用の電力・上水は施設から供給可能だが、その費用については受注者が負担すること。なお、上水を使用する場合は給水設備を凍結させぬよう、責任を持って止水弁の閉鎖・水抜き等を行うこと。仮設電力の引き込みについては東京電力と確認・協議すること。また、発電機で対応することも可とする。
8. 工事期間中の施設の施錠や、工事で使用する上水・電力の管理などについては管理者と協議の上、受注者の責任において工事区域を管理すること。
9. 関係諸官庁との打合せは必ず書面に記録し、トラブルの無きよう努めること。
10. 工事実績情報システム（CORINS）の登録を行うこと。登録にあたっては次に示す期間内に登録手続きを行うこと。ただし、期間には土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日は含まない。
    * 1. 工事受注時　契約締結後10日以内
      2. 契約変更時　変更契約締結後10日以内
      3. 工事完了時　工事完了後10日以内
11. 本工事は、週休２日適用工事として、４週８休以上の現場閉所を見込んでいる。取り扱いについては、令和６年４月１日から適用する「南アルプス市週休２日工事実施要領」による。週休２日は、通期の週休２日または月単位の週休２日により取り組むこととし、施工計画書により提出すること。

３　その他

本特記仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合については監督員と協議の上、決定すること。